

2.7 費用便益分析

費用便益分析とは、刑事司法的介入の効果と、そして、その便益が費用よりも大きいか否かということの双方を測定するものである。この経済学的技術である費用便益分析は、さまざまな政策領域において広く使用されているにもかかわらず、従来においては、刑事司法的介入の経済的評価という分析は、ほとんど行われてはこなかったように思われる。そして、メンタル・ヘルス・ケアのコストは、最も研究が遅れている犯罪コストの1つであるといわれている。

この点、メンタル・ヘルス・サービスおよび社会サービスにおける変化を分析管理することを専門とするコンサルタント業である、シンメトリックSD (Symmetric SD) による未発表の予備的調査の示唆によれば、精神障害者に限らず、一般的に、逮捕前および逮捕時における2つの時点における個人の犯罪原因分析のための適切な早期介入は、再犯を14%減少させることができるとのことである。つまり、刑事司法制度過程における、より時間的に後の段階における個人に対する介入よりも、早期的刑事司法制度的介入の方が、再犯を減少させる点においては、数倍もより効果的であるということが判明しているのである⁷⁰。

そして、精神障害者についていえば、現在までにおける研究によると、向上したメンタル・ヘルス・サービスは、犯罪減少に資するということを示唆するものとなっている。具体的にいえば、精神障害者に対するケアに1ポンドを投資するのと引き替えに、刑事司法制度のコストにおいて、4~7ポンドの節約になるということが、これまでの研究において判明しているのである⁷¹。

また、本論文添付別紙において挙げている図1は、精神障害犯罪者と刑事司法制度のコストを示すものでもあるが、それによれば、1年における全判決前におけるコストは、少なくとも、27,792,000ポンドになるものと概算されている。なお、この金額は、ケアのコストを含んではいないものである⁷²。

そして、総合的な人員は、3つの異なるタイプのコストで構成されている。すなわち、第1に、身柄拘束におけるアセスメントのコスト(16,678,000ポンド)、第2に、ダイバージョン・スキームのコスト(9,986,000ポンド)、第3に、裁判所において要求された鑑定などのコスト(1,128,000ポンド)というものである。この点、1人あたりのコストは、しばしば比較的低いものではあるけれども、刑事司

法制度を通過する精神病犯罪者の人数は、多いものとなっているのである。具体的にいえば、少なくとも警察段階において、被逮捕者の12%(269,000人)は、精神障害者であり、公判段階においては約14%(92,000人)が、精神障害者であるということが報告されているのである⁷³。

また、2008年11月におけるトライヴアル報告(Tribal Report)によれば、警察段階において、限られた人的・物的資源の選択的配分および被逮捕者に対するアセスメントが適切に行われる場合、身柄拘束の期間においては、4,493日間分の節約となり、それを1年(365日)における刑事施設の年次節約に換算すると、約12ヶ所分の刑事施設に匹敵するという概算がなされているのである(4,493÷365=12.3...)。また、このとき、1刑事施設につき23,585ポンドの年次コストを基礎として概算した場合、年次節約において約300,000ポンドになるものと推計されている(23,585×12=283,020)⁷⁴。

さらに、トライヴアル報告によれば、限られた人的・物的資源の選択的配分および被逮捕者に対するアセスメント・サービスを効果的に履行するためには、イギリス全43警察において、300万ポンドから900万ポンドのコストがかかるということである⁷⁵。

ここにおいて、結論的には、費用便益分析による精神障害者に対する財政的影響は、分析のためのデータの質と量の双方に限界があるという理由で、正確な数値を導出することは困難であるけれども、警察段階における限られた人的・物的資源の選択的配分および被逮捕者に対するアセスメント・サービスの効果的履行のためのコストは、通常考えられているほど高いものではなく、したがって、そのコストの投資によって、現在必要と考えられている刑事施設の全体的な削減という意味において、国家財政の節約という結果をもたらす可能性があることが指摘されているのである⁷⁶。

2.8 精神障害者に対する刑事政策の今後の展望と課題

以上までにおいて検討してきたイギリスの警察段階における精神障害者のダイバージョンにおいては、いまだに刑事司法制度における精神障害者処遇に関する制度が断片的であり、一貫性も欠如しており、組織化も未発達であるという課題が提示されている。

そして、警察とメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・ヘルス・サービスとの連絡および連携が必要であるとの課題もまた、重要な指摘と

して存在するのである。

ここにおいて、そのような刑事司法制度に突き付けられた、メンタル・ヘルス・ケアの課題に対して、いくつかの勧告および提案がなされるに至っている。

そこで、その問題提起ならびにその対応を検討することによって、イギリスにおける精神障害者の刑事政策の今後の展望と課題に対する本論文における結論とすることにした。

2.8.1 警察段階における早期介入、早期ダイバージョンの必要性

まず、精神障害者に対しては、刑事司法制度過程の早期の段階において、刑事司法的介入が許容されるべきであるとの勧告がなされている。その理由は、第1に、前述したように、刑事司法制度過程における後の段階になればなるほど、精神障害者の症状が悪化する蓋然性が高く、自傷行為の原因となり、最悪の場合、精神障害者を自殺に追い込む具体的蓋然性すら発生してしまうからである。この点、精神障害者の基本的人権、とりわけ生存権を保障することは、本研究における最大の目的であるから、重要な指摘であると思われる。また、第2に、イギリスにおける国家財政の節約および有効な配分にも貢献するという費用便益分析的観点からの理由も存在する。つまり、早期的刑事政策的介入によって、精神障害者がダイバートされるならば、刑務所人口が減少し、それにともない、刑事施設に対するコストが節約され、その結果、その節約されたコストは、精神障害者のメンタル・ヘルス・ケア・サービスあるいはソーシャル・サービスの提供のためにも利用可能となるからということなのである。しかも、早期的刑事司法的介入は、再犯率を減少させる可能性もあるから、その介入は、さらなる国家財政の節約にも貢献するであろうということまでが、指摘されているのである⁷⁷。

2.8.2 警察におけるダイバージョン政策の全国的統一性の必要性

イギリスにおいては、現在、603もの留置場を擁する43もの各警察によるダイバージョン政策において、それぞれ異なるアプローチがとられているということが指摘されている。そして、各警察管区においても、人的・物的資源における優先事項や、サービスにおいて、大きな地域的差異が存在することも問題点として挙げられている。さらには、地理学的観点からは、各警察署とメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・ヘルス・サービスとが隣接していないという事実も報告されるに至って

いるのである⁷⁸。

そして、そのような原因によって、精神障害者に対する各種サービスにばらつきが生じ、基本的人権における平等の観念に悖る結果となっているようにも思われる。

それゆえに、警察におけるダイバージョン政策に一貫性をもたせるべく、全国的統一的基準の制定が望まれる。

2.8.3 警察とメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスとの連携の必要性

精神障害者のダイバージョンが円滑に行われるためには、警察とメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスとの連携が必要であることはいうまでもないことであろう。換言すれば、精神障害者が危機に陥っている場合において、警察もメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスも、それぞれ単独では、そのような事態に対して効果的に対応することはできないことが、次第に明白になってきているのである。そして、それらの連携のためには、お互いの役割および機能を明確に特定する必要性が存在しているのである。

ただし、この点、前述したように、イギリスの警察は、他機関に対してアドバイスを得たりすることを嫌う傾向にあることが指摘されており、このことが精神障害者のダイバージョンにおける障壁の1つとなっているのである。

しかしながら、警察が他機関と連携体制をとることによって、いくつかの重要な利益が得られることが指摘されている。その利益とは、すなわち、第1に、被逮捕者が、逮捕後、迅速かつ効果的に、メンタル・ヘルス・ケアのニーズを特定され、かつ、アセスメントされることが保障されるということである。第2に、警察官が、被逮捕者に対して、十分に提供された情報を基に、リスク・アセスメントを行うことをも可能にするということも挙げられる。第3に、「適切な成人」が必要か否かのニーズを警察官が特定することにも貢献するであろうという利益も存在する。第4に、精神障害者が、ダイバートされた後において、メンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスにおいてケアを受けることを確実に保障することができるということも指摘されている。第5に、警察署において、ソリシタのために、情報およびアドバイスを提供することが可能となるという利益も存在する。第6に、起訴に関して、警察および検察庁は、メンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスから、情報

とアドバイスを受けることも可能となるのである。さらには第7に、裁判所に対して、警察とそれらのサービス機関との連携によって獲得された情報を提供することを可能とするという利益が指摘されているのである⁷⁹。

したがって、イギリスにおいては、管区精神保健官および精神保健連絡官の積極的な普及が望まれるところであるといえるであろう。

2.8.4 警察官に対するメンタル・ヘルス・ケアの訓練の必要性

すでにイギリスにおいては、警察官と精神障害者との接触が、法制度的に予定されているにもかかわらず、いまだに、警察官に対する精神障害者に関する意識および知識についての訓練セッションなどが普及するには至っていないということは、公知の事実となっている。加えるに、警察官は、メンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・ヘルス・サービスとの連絡や連携をとりたがらない傾向があるとの指摘も存する。そして、それらの事情が原因となって、警察段階における早期のダイバージョンの実現が困難となっているということまでが指摘されているのである。さらには、警察官のメンタル・ヘルス問題に対する意識の低さが、警察段階において、精神障害者の「適切な成人」およびソリシタに対するアクセスを困難にしているともいわれている。

それゆえに、警察とメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスとの共同訓練を実施し、それによって、さまざまな知識や情報を、警察官が学習し、訓練する必要があるのである。そして、この共同訓練の効果としては、第1に、メンタル・ヘルス問題に対する警察官の意識向上に資し、第2に、警察官とさまざまなサービス諸機関とのコミュニケーションの向上、それに付随するお互いの役割の認識と理解の向上、そしてその結果、お互いのパートナーシップの向上という利益が得られるであろうということが指摘されている⁸⁰。

さらには、現在行われている、ビデオによるメンタル・ヘルスに関する1日訓練セッションなどを、さらに向上させ、普及させることも、警察官の訓練のためには重要であろう。

もちろん、前述した管区精神保健官および精神保健連絡官の増員も望まれるであろうし、それらがイニシアティブをとって、警察官に対するメンタル・ヘルス・ケアに対する訓練を行うこともまた期待されるであろう。

そして、警察官の訓練においては、メンタル・ヘ

ルスを認識させることが、その鍵となるべき構成要素として組み込まれなくてはならないとの勧告も存在する⁸¹。

2.8.5 メンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスに対する財政援助の必要性

現在、精神障害犯罪者は、警察署においてアセスメントされることが常態となっているけれども、もっと積極的に、国民保険サービスなどのようなメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスにおけるアセスメントを実施するべきではないかという勧告も存在する。その理由としては、やはり、2007年精神保健法第135条および第136条における「安全な場所」として、警察署内の留置場は不適切であるという認識が根底に存在しているであろう。

そこで、そのようなメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスの便宜を図るべく、それらのサービス機関に対して、財政的援助を与えるべきではないかとの指摘がなされているのである。そして、このような財政的インセンティブを与えられることによって、サービス機関の士気をも高め、より円滑な警察との連携が期待できるものと考えられているのである⁸²。

2.8.6 「適切な成人」およびソリシタに対する情報とアドバイスの提供の必要性

警察とメンタル・ヘルス・サービスおよびソーシャル・サービスとの連携によって得られた精神障害者についての情報およびアドバイスは、「適切な成人」およびソリシタに対しても提供されるべきであることが指摘されている。その理由としては、やはり、精神障害者の早期特定、早期ダイバージョンを促進することに資することが挙げられよう。

2.8.7 警察段階におけるダイバージョンに関する統計の維持管理の必要性

現在までのところ、イギリスにおいては、警察段階におけるダイバージョンに関する統計値を維持管理する点において、国家的要求が存在していないために、警察と接触するに至る精神障害者の正確な人数は判明してはいない。

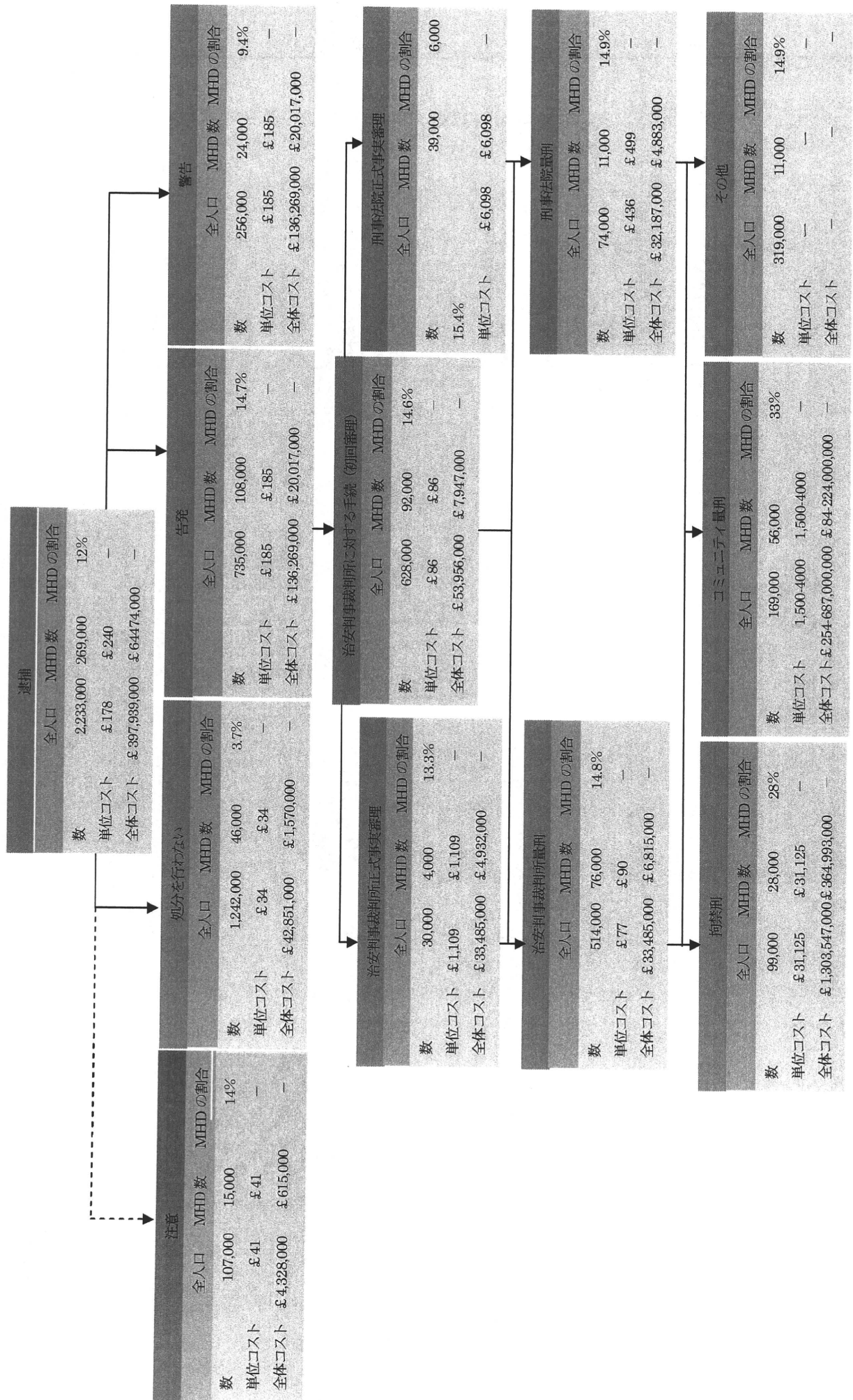
しかしながら、このような貧弱な情報の量および質は、さまざまな研究調査機関において、明らかに克服すべき問題として認識されている⁸³。

ここにおいて、精神障害犯罪者は暴力犯罪を行う蓋然性が高いとの理解は誤解であって、精神障害者の多くは軽罪を行っているにすぎないとの事実認識

に至るといような、精神障害犯罪者の真実を客観的に認識するためには、やはり、犯罪統計の徹底的な収集が必要とされるところであろう。(文責：研究協力者 野村貴光)

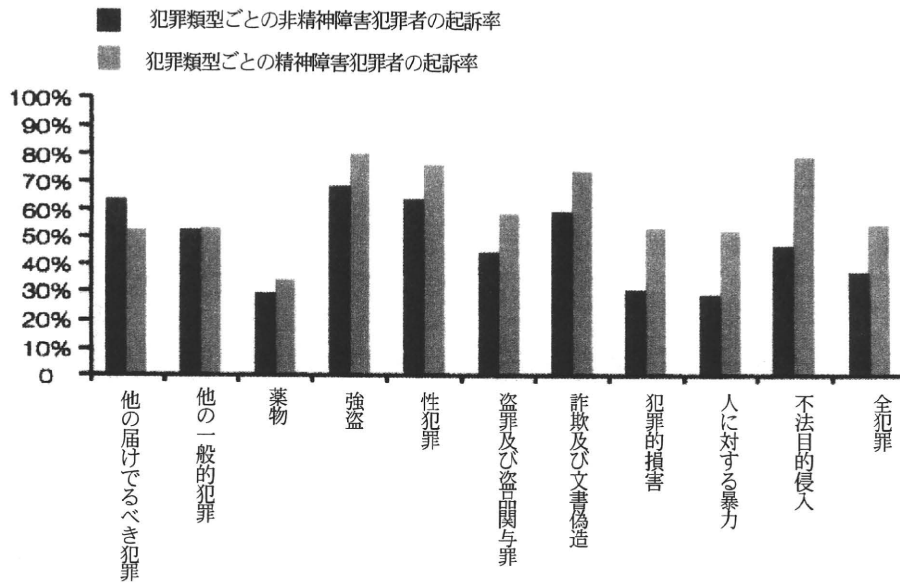
1. Brooker,Charlie and Ben Ullmann,Inside Out,Policy Exchange,2009,pp.13-15.なお、筆者の報告における研究手法は、文献調査に基づくものである。
2. Brooker,ibid.,p.17..
3. Brooker,ibid.,p.15.
4. Brooker,ibid.,p.15.
5. Brooker,ibid.,p.15.
6. Brooker,ibid.,p.12.
7. The Rt Hon Lord Bradley,The Bradley Report,2009,p.38.なお、ブラッドリー報告は、ブラッドリー前内務大臣に対して、2007年12月、法務大臣が、精神障害および学習障害に罹患している犯罪者のダイバートされる範囲およびダイバーションの障壁を研究し、刑事司法制度とソーシャル・サービスとの効果的な連携のために必要とされる制度設計を研究、勧告することを委任したことを契機に、1年にわたって着手された研究であった。
8. Bradley,ibid.,p.45.
9. Bradley,ibid.,pp.45-46
10. Brooker,op.cit.,p.19.
11. Brooker,ibid.,p.19.
12. The NHS Information Centre,Community and Mental Health,In-patients formally detained in hospitals under the Mental Health Act 1983 and patients subject to supervised community treatment : 1998-99 to 2008-09,2009,p.29.
13. The NHS Information Centre,ibid.,p.29.
14. Bradley,op.cit.,pp.7-8.
15. Bradley,ibid.,p.8.
16. Bradley,ibid.,p.8.
17. Brooker,op.cit.,p.12.
18. Mental Health Act 2007, § 1 (1),(2),(3).
19. Mental Health Act 2007, § 1 (2A),(2B),(4).
20. Mental Health Act 2007, § 1 (3).
21. Mental Health Act 2007,§3.
22. Mental Health Act 2007,§118(2B).
23. Bradley,op.cit.,p.8.
24. Bradley,ibid.,p.8.
25. Brooker,op.cit.,p12-14.
26. Bradley,op.cit.,p.9.
27. Bradley,ibid.,p.9.
28. Bradley,ibid.,p.9.
29. Bradley,ibid.,p.9.
30. Bradley,ibid.,p.10.
31. Bradley,ibid.,p.10.
32. Bradley,ibid.,p.10.
33. Bradley,ibid.,p.10.
34. Bradley,ibid.,pp.10-11.
35. Bradley,ibid.,p.11.
36. Bradley,ibid.,p.13-14.
37. Bradley,ibid.,p.7.
38. Bradley,ibid.,p.7.
39. Bradley,ibid.,p.38.
40. 町野朔=中谷陽二=山本輝之編『触法精神障害者の処遇〔増補版〕』信山社(2006年)478-479頁。
41. 町野=中谷=山本・前掲書・479頁。
42. Bradley,op.cit.,p.34.
43. Bradley,ibid.,p.34.
44. <http://www.communitycare.co.uk/Articles/2000/06/07/9992/Law-and-disorder.htm>
45. City of London Police,Vulnerable Persons Policy,<http://www.pdf4free.com,p.3>.
46. Bradley,op.cit.,pp.34-35.
47. Bradley,ibid.,p.36.
48. Bradley,ibid.,p.36.
49. Bradley,ibid.,p.37.
50. Bradley,ibid.,p.37.
51. なお、イギリスにおける学習障害に関するほとんどの研究においては、知能指数70未満を基準とする厳格な定義を使用している様子である。
52. Bradley,op.cit.,pp.39-40.
53. 三宅孝之「イギリスの刑事司法における触法精神障害者とダイバーション」『国際公共政策研究』第6巻第2号(2002年)115頁。
54. Bradley,op.cit.,p.42.
55. Brooker,op.cit.,p.18.
56. 町野=中谷=山本・前掲書・477頁。
57. Bradley,op.cit.,pp.44-45.
58. Bradley,ibid.,pp.45-46.
59. Bradley,ibid.,pp.46-47.
60. Bradley,ibid.,pp.42-44.
61. Bradley,ibid.,p.44.
62. Bradley,ibid.,pp.50-52.
63. Brooker,op.cit.,pp.18-19.
64. Brooker,ibid.,pp.31-32.
65. <http://www.communitycare.co.uk/Articles/2000/06/07/9992/Law-and-disorder.htm>
66. Brooker,op.cit.,pp.33-34.
67. <http://www.communitycare.co.uk/Articles/2000/06/07/9992/Law-and-disorder.htm>
68. Brooker,op.cit.,pp.34-35.
69. <http://www.communitycare.co.uk/Articles/2000/06/07/9992/Law-and-disorder.htm>
70. Brooker,op.cit.,p.14.
71. Brooker,ibid.,p.14.
72. Brooker,ibid.,p.15.
73. Brooker,ibid.,p.16.
74. Bradley,op.cit.,p.41.
75. Bradley,ibid.,p.41.
76. Bradley,ibid.,p.41.
77. Brooker,op.cit.,p.47.
78. Bradley,op.cit.,p.54.
79. Bradley,ibid.,p.53.
80. Bradley,ibid.,p.52.
81. Bradley,ibid.,p.53.
82. Brooker,op.cit.,p.47.
83. Bradley,ibid.,p.54.

図1 刑事司法機関における特定されたメンタル・ヘルス・ニーズの流れと費用のモデル



資料源：Charlie Brooker and Ben Ullmann, *Inside out*, 2009, p.15.

図2 犯罪類型ごとの精神障害犯罪者と非精神障害犯罪者との起訴率の比較



資料源：Charlie Brooker and Ben Ullmann, *Inside out*, 2009, p.12.

図3 1998年から2008年までの、全施設における、1983年精神保健法下の「安全な場所」における身柄拘束

イングランド

身柄拘束の数

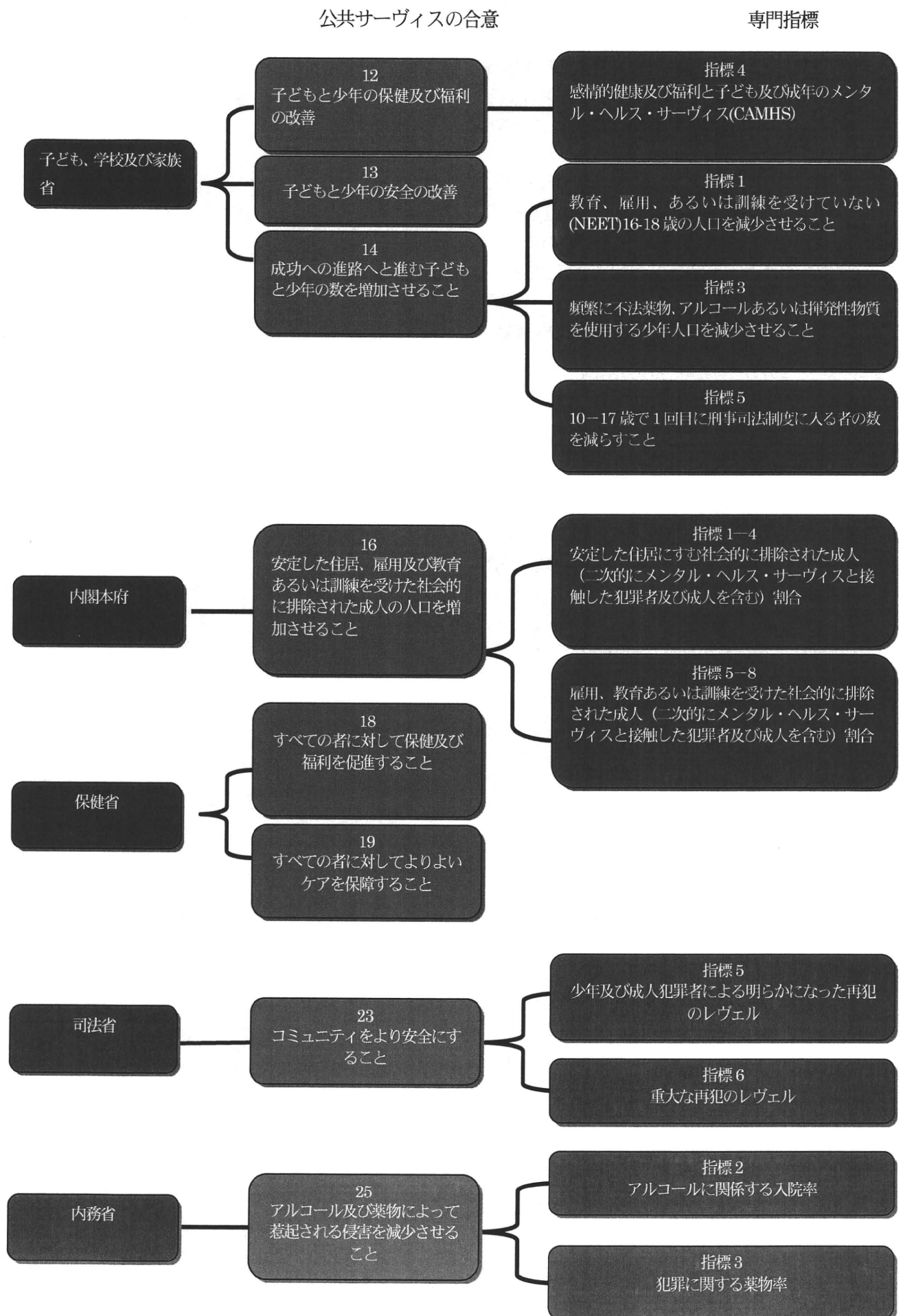
	1998-99	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07	2007-08	2008-09
「安全な場所」における身柄拘束—合計	3,066	4,443	5,079	5,877	6,387	7,538	8,759
男性	1,806	2,701	3,046	3,316	3,880	4,315	5,045
女性	1,260	1,742	2,033	2,561	2,507	3,223	3,714
第135条 — 合計	239	337	314	382	383	503	264
男性	*	182	179	224	219	278	152
女性	*	155	135	158	164	225	112
第136条 — 合計	2,827	4,106	4,765	5,495	6,004	7,035	8,495
男性	*	2,519	2,867	3,092	3,661	4,037	4,893
女性	*	1,587	1,898	2,403	2,343	2,998	3,602

資料源：KH15, KO37 and KP90

注「安全な場所」が病院であった「安全な場所」命令のみを含む。

* 1998-99年の間における、このレベルでのデータは入手不可能であった。

図4 本研究によって対象となっている精神障害者及び学習障害者に関連する公共サービスの合意



D. 考察

公刊されている統計では、高齢・障害者を把握することが困難だったため、実施したアンケート結果を基に既存の統計と比較検討した結果、刑事司法段階に知的障害者あるいはその疑いがある者（高齢者を含む）が存在することが推測されるに至った。

E. 結論

刑事司法段階には知的障害者及びその疑いがあるものが存在することが推測されるため、これらのものを刑事司法制度からダイバートし、社会福祉に繋げる必要があることが明らかになった。今後は、諸外国との比較を通し、法執行機関と福祉との連携等の制度を研究する予定である。

F. 研究発表

1. 論文発表

藤本哲也「犯罪学の散歩道（209）ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル」『戸籍時報』第653号・87-91頁・2010年。

藤本哲也「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル」『白門』第62巻第5号・69-81頁・2010年。

藤本哲也「犯罪学の散歩道（220）オーストラリアにおける知的障害者に対する性的暴行」『戸籍時報』第666号・2011年。

2. 学会発表

特になし。

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

特になし。

研究要旨：触法・被疑者となった高齢・障害者に対する弁護体制が未整備なため、対象者にとって不利益を生んでおり、人権擁護と再犯防止のためにも効果的な司法福祉の支援が必要である。そこで、刑事裁判の弁護活動における福祉との連携の可能性を探るべく、国選弁護制度や裁判員裁判など様々な制度下での現状調査を行い、弁護人による福祉的対応の実践について事例を通して検討し、司法関係者に向けて啓蒙活動を行った。その結果、具体的事案での弁護活動の改善と捜査機関の対応改善の必要性が見え、次年度へのさらなる具体的取り組み・対応を検討している。

A. 研究目的

被疑者となって公判中、あるいは犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分となった者及び執行猶予付判決を受けたいわゆる「触法・被疑者」となった高齢・障害者については、福祉的な支援体制が不備な状況にあり、弁護活動における人権擁護の面からも、再犯防止の面からもその必要性が指摘されてきた。

当研究グループは、日本司法支援センター（法テラス）や裁判員制度の事例、また各地の取り組みから、刑事裁判の弁護における福祉的対応を行う場合の課題の整理と対応の検討を行うと共に、弁護士への啓蒙活動を行った。

触法・被疑者となった高齢・障害者に対する弁護活動と福祉の連携に関する、本研究の目的は、(1) 国選弁護制度、裁判員裁判制度、民事法律扶助制度などの下、現状ではどのように連携されているか統計を調査し、(2) 刑事裁判の弁護活動の取り組みについて事例を通して調査・検討し、(3) 触法障害者への司法福祉的支援に関するシンポジウムを企画・開催し、書籍などでの特集掲載準備の活動を通じて啓蒙活動を行い、(4) モデル事業の実施など次年度へのさらなる具体的な取り組みにつなげていくことが目的である。

B. 研究方法

前年度の研究テーマである刑事裁判の弁護における福祉的対応の可能性と課題の整理・対応の検討をさらに深化させていくため、本研究は、

- ① 日本弁護士連合会の本研究に関する活動の概況を既存の統計（別紙 1～6）を調査してその特徴を明らかにする。
- ② 当研究グループが「触法障がい者の司法福祉的

アプローチ」をテーマにシンポジウムを企画・開催することで（別紙 7～9）、司法関係者間で意見交換・協議・啓蒙を行なうと同時に市民の理解を深める。

- ③ 刑事弁護を实践するうえでの支援状況、福祉との連携の有無・内容を把握するため、日本司法支援センタースタッフ弁護士等から弁護活動の詳細を聴取して現状を分析し（別紙 10～11）、それを踏まえ、具体的方策の取り組みに着手する（後記「2. 2.3. 上記調査を踏まえた活動」）。
- ④ 大阪弁護士会支援センターの調査を分析することで、効果的な福祉との連携について検討する（別紙 12）。
- ⑤ 全国各地への普及活動及びモデル的な取り組みの実施を次年度の課題として検討する。

なお、別紙一覧は本研究報告の「E. 結論」の後に記載した。

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。

5. 紙媒体による個人情報、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1. 日本弁護士連合会における本研究に関連する活動

1.1. 国選弁護制度をめぐる現状

日本弁護士連合会は、平成 21 年 5 月 21 日に開始された裁判員裁判と本格的に実施された被疑者国選について、各単位会とともに積極的に対応態勢の確立に向けて努力してきたが、平成 23 年 2 月 1 日現在の日本司法支援センターとの刑事国選に対応する契約弁護士数は 18000 人を超え、被疑者国選が開始された平成 18 年 10 月の 2 倍以上に達する状況にある。

他方、被疑者国選弁護事件は、毎月 200 件前後の件数で推移しているが、これは当初想定した件数を下回っている。(ちなみに、被告人国選は年間 7 万件前後の件数で推移している。)

以上については、別紙 1 (国選弁護人契約弁護士数の推移)、別紙 2 (国選弁護事件受理件数) をそれぞれ参照されたい。

1.2. 日本弁護士連合会委託援助事業をめぐる現状

次に、日本弁護士連合会が会員から特別会費を徴収するとともに自ら約 12 億円もの資産を投入して日本司法支援センターに委託して実施している「少年に対する扶助的付添人活動」、「被疑者刑事弁護活動」、同じく贖罪寄付や同連合会の一般予算からの組入れ等により、約 4 億円の資金を投入して日本司法支援センターに委託して実施している「その他の 7 事業」のそれぞれの概況は、別紙 3 (委託援助事業統計表) 記載のとおりである。

これらの事業は、「逮捕段階の被疑者や被疑者国選対象外の事件により勾留されている被疑者等への支援」や「高齢者・障害者・ホームレスの生活保護同行支援」など(日弁連ではその他の 7 事業と呼んでいる。)であり、国費ないし公費をもって行なわれる事業の対象外となっていない事業であるところ、本研究を進めていく上では必要不可欠な支援が多数含まれているので触れさせていた

だく次第である。

ちなみに、これらの事業に要する費用がここ 1、2 年想定外の伸びを示したことから、資金に不足が生じ、少年刑事関係での弁護士 1 人当たりの毎月の特別会費が 3100 円から 4200 円に増額されたほか、その他の 7 事業についても同じく弁護士 1 人当たり毎月 1300 円の特別会費の徴収がなされることになった。その結果、次年度は日弁連が少なくとも合計 16 億円をさらに上回る経費をかけてこの事業を継続することになった。

1.3. 裁判員裁判をめぐる現状

そのほか、裁判員裁判の起訴の概況は別紙 4 の 1 (裁判員裁判対象事件罪名別起訴件数) 記載のとおりであり、その結果の概況は別紙 4 の 2 (罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員) 記載のとおりである。

これらの裁判員裁判において責任能力が問題になった事案は、平成 22 年 1 月以降だけでも判明しているだけで少なくとも 40 件以上上っており、この中には知的障害や精神障害による心神喪失や心神耗弱が争点となったものが少なからず含まれている。

1.4. 民事法律扶助制度をめぐる現状

日本司法支援センターが本来業務として行なっている民事法律扶助の契約弁護士数は、平成 23 年 2 月 1 日現在 13000 人を超えているが、代理援助の実績は昨年度実績で約 10 万件、本年度の見込件数は約 11 万件となっている。以上については別紙 5 (契約弁護士数)、別紙 6 (民事法律扶助援助実績) 参照されたい。

これらの代理援助の費用は立替金とされ償還するものとされているが、平成 22 年 1 月から生活保護受給者については、原則として免除されることになり、実質的に償還制から給付制に移行した。

その後、準生活保護要件該当者(例えば、障害者年金受給者など)についても生活保護受給者と同様の取り扱いをするのが相当との立場で日弁連全体でこれを実現するべく活動を展開してきたが、ようやく次年度予算に計上され平成 23 年 4 月以降高齢者や障害者等については以前と比較して要件が明確化され免除申請を容易に行ない得るようになった。

2. 本年度の当研究グループの活動内容

2.1. シンポジウム「触法障がい者への司法福祉のアプローチ」への支援

日本弁護士会主催の以下のシンポジウムの開催のための企画段階から当研究グループにおけるこれまでの成果を踏まえ、全面的に支援してきた。

テーマ：「触法がい者の司法福祉的アプローチ」～ 気づいていますか？あなたが担当する福祉者・被告人に障がいがあるかもしれないことに～

日時：平成22年12月11日（土）午後1時から5時

場所：弁護士会館2階

このシンポジウムの進行との出演者、内容の概略については別紙7（シンポジウム案内チラシ）及び別紙8（シンポジウム進行予定）記載のとおりであるところ、もともと、弁護士、弁護士会に対し当研究グループの研究テーマの重要性をアピールし認識してもらう必要があることはいうまでもないが、さらに、他の関係者そして市民の方々にも理解を深めてもらう必要であり、これを実践するため上記シンポジウムにこの半年以上もの間、積極的に関わってきたものである。その結果の概略は、別紙9（高齢者・障害者の権利ニュース抜粋）のとおりである。

なお、当研究グループは、独自の立場でこのシンポジウムに直接、間接に関与し、協力している人々との意見交換、協議を行ない、弁護士、弁護士会が触法障害者に対し司法福祉的アプローチを行なう場合の課題等について意見交換を行なった。

2.2. 日本司法支援センタースタッフ弁護士等への弁護活動調査

2.2.1. 裁判員裁判でない事件における弁護活動

実際に刑事弁護を实践する上での支援状況、福祉との連携の有無・内容を把握するための、現在、全国各地で活躍しているスタッフ弁護士に協力を要請した。その結果、数名の方々から協力していただけることになった。

スタッフ弁護士からは、裁判員裁判対象となっていない事件について、具体的弁護活動の内容や結果について聴取した。その調査結果は、別紙10（裁判員裁判でない事件における具体的弁護活動）のとおりである。

2.2.2. 裁判員裁判事件における弁護活動

以上に加え、スタッフ弁護士経験者やひまわり基金公設事務所の経験者にも協力を要請したところ、上記同様、数名の方々から協力していただけることとなった。

ここでは、裁判員裁判における弁護活動になり、上記同

様これらの人々から、裁判員対象事件についての弁護活動内容・結果を聴取できた。その調査結果は、別紙11（裁判員裁判対象事件における具体的弁護活動）のとおりである。

2.2.3. 上記調査を踏まえた活動

これらの聞き取り調査を踏まえ、以下の方策実施に向けて、取り組みを開始することとなった。

ア 季刊刑事弁護ビギナーズへの掲載

書籍「季刊刑事弁護ビギナーズ」は、新規登録弁護士を中心として、多くの弁護士が購入している書籍であり、刑事弁護のノウハウを身につけるためのマニュアル的な書籍となっている。

この点に注目し、同書籍の中に「触法障がい者への弁護」についての項目を盛り込むよう働きかけており、現在、その実現のめどがほぼついた状況にある。これにより、弁護士が早期の段階で障がいに気付くとともに、適切な社会資源と連携を図っていける体制づくりをしたい。

イ 季刊刑事弁護における「触法障がい者への弁護」特集

定期刊行誌「季刊刑事弁護」は、刑事弁護分野における最新の議論を発信する定期刊行誌であり、刑事弁護を熱心に行っている弁護士を中心に広く購読されている。

この点に注目し、同誌のなかで「触法障がい者への弁護」についての特集をくんでもらうように働きかけている。これによって、刑事弁護に熱心に取り組んでいる弁護士を中心として、本問題に取り組む弁護士の裾野を広げていきたい。

ウ 各弁護士に対するチラシ作成・配布

被疑者・被告人の障がいに弁護士が気づけるようになるべく、弁護士向け啓発チラシを作成し、弁護士会内の各委員会との協力を図りながら、各弁護士会を通じて、配布できるように準備を始めている。

2.3. 大阪弁護士会支援センター調査

2.3.1. 障害者刑事弁護サポートセンター

大阪における障害者刑事弁護サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）の取り組みについては、前年度の報告書により報告済みであるが、このサポートセンターでは、要支援者の弁護活動に関し、本年度も大きな成果を上げており、この活動実績を踏まえた課題の

分析を行ない、これから弁護士、弁護士会が弁護活動と福祉の連携を実践に移していく上で必要とされる活動、効果的と思われる施策についての提言について検討を行なった。

具体的には、サポートセンターを利用した弁護士から、「専門家の紹介を受けられたり、知識のある弁護士と一緒に活動することで、一定の安心感を得られたり、障害のある被疑者・被告人に適切な対応ができた」「捜査機関や裁判所に障害についてある程度理解してもらえた」などといった声が寄せられた。

他方、サポートセンターのメーリングリスト（担当弁護士が相談をすることができるメーリングリスト）の登録件数がまだ100名に至っていない（平成23年2月4日現在91名）こともあって、相談件数はこの1年間に月平均2、3件といったところである。実際は被疑者・被告人に障害がある、もしくはその疑いがある件数はもっと多いと推測されるので、弁護士がそれと気づいていないか、サポートセンターの存在を知らないかのどちらかであると思われる。今後はさらに研修等を通じてサポートセンターの意義と存在をもっと周知していく必要があると考えている。

2. 3.2. 大阪地検堺支部公訴取消事件

また、大阪では、知的障がい者を被疑者・被告人とする大阪地検堺支部公訴取消事件（知的障がい者の「自白」調書を作成し、起訴したが、その任意性・信用性を立証できないとして、検察自らが公訴取消をした事案。別紙12・時系列を参照）が起きた。

この事件では、初回接見（勾留2日目）直後、弁護人から警察署及び検察庁に対して、知的障害の指摘がなされるとともに、取調状況の可視化（録音・録画）の申し入れがなされていたのに、捜査機関は、検察官作成の「自白調書」を確認する場面のみしか録音・録画しなかった。知的障がい者が、密室での取調によって「自白調書」を作成され、犯人でないにもかかわらず被疑者・被告人とされてしまうおそれが高いことを如実に示しているものといえる。

D. 考察

日弁連が多額の経費を負担して実施している法律援助事案と同様、民事法律扶助も被疑者、被告人の生活の再建にとっては必要不可欠な支援サービスであり、その拡充は本研究の成果を踏まえ事業を実施するうえで極めて重要と考えられる。

また、被疑者・被告人となった障がい者について、弁護人が、早期の段階で障がいの存在に気づき、適切な社会資源との連携を図っていくことの重要性が改めて確認された。

他方、聞き取り調査の中で、障がいがあることに気づかれないまま、判決に至っている事件が相当数存在していることも指摘された。

そこで、そもそも弁護士が、早期の段階で障がいに気付くような具体的方策を実施すべきであり、具体的には、大阪地検堺支部公訴取消事件のような問題を起こさないために、今後、以下のような施策をとる必要があると考える。

- ① すべての取調べ場면을録音・録画し、その状況を可視化すること。
- ② 取調べに対して、弁護人の立会を認めること。
- ③ 捜査機関（警察官、検察官）に対して、障がいの有無に気づくとともに、障害者に対する適切な対応方法を研修・教育すること。

E. 結論

平成23年は以下の取り組みを行う。

1. 全国各地への普及活動

平成23年度においては、大阪や埼玉だけではなく、全国各地において各地の実情に応じた取り組みをしてもらうために必要な諸活動を具体的に提示し、弁護活動と福祉の連携を実践に移していくための取り組みを行なう。

例)

- ・ 刑事弁護研修の中に弁護活動と福祉の連携というテーマを入れる。
- ・ 福祉的な対応を実践するためのマニュアル作りを各单位会における刑事弁護関連委員会等のメンバーとともに進めようよう依頼する。

2. モデル的取り組みの実践

モデル的な取り組みを行なうため各地の単位会のうち数ヶ所において弁護活動と福祉の連携についての具体的な取り組みをしてもらう。

別紙一覧

（日本弁護士連合会の取り組み関係）

別紙1 国選弁護人契約弁護士数の推移

- 別紙 2 国選弁護事件受理件数
- 別紙 3 委託援助事業統計表
- 別紙 4 の 1 裁判員裁判対象事件罪名別起訴件数
- 別紙 4 の 2 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の
終局人員及び控訴人員
- 別紙 5 契約弁護士数
- 別紙 6 民事法律扶助援助実績

(当研究グループの活動内容報告関係)

・シンポジウム関係

- 別紙 7 シンポジウム案内チラシ
- 別紙 8 シンポジウム進行予定
- 別紙 9 高齢者・障害者の権利ニュース抜粋

・具体的弁護活動についての調査関係

- 別紙 10 裁判員裁判でない事件における具体的弁護
活動
- 別紙 11 裁判員裁判対象事件における具体的弁護活
動

・大阪弁護士会の取り組み関係

- 別紙 12 大阪地検堺支部公訴取消事件・時系列

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定も含む。)

なし

国選弁護士契約弁護士数の推移 (含 スタッフ弁護士)

地方 事務所	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
	10月2日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	2月1日 現在
東京	1,906	3,267	4,669	5,847	6,769	7,480
神奈川	435	525	641	699	804	888
埼玉	195	248	314	358	415	427
千葉	194	224	272	326	383	429
茨城	86	99	109	125	147	150
栃木	79	83	96	104	115	121
群馬	114	121	136	149	166	179
静岡	165	188	216	246	270	275
山梨	60	61	67	75	78	78
長野	105	112	123	131	142	159
新潟	111	124	138	149	168	175
大阪	1,289	1,474	1,735	1,876	1,978	1,956
京都	241	256	290	333	375	396
兵庫	247	280	344	394	442	452
奈良	82	86	98	107	114	116
滋賀	46	55	63	73	78	86
和歌山	58	66	72	85	97	95
愛知	544	636	763	788	999	1,008
三重	63	67	74	101	113	124
岐阜	76	83	97	103	110	115
福井	40	45	57	61	66	75
石川	84	91	99	106	113	116
富山	48	50	56	56	67	72
広島	117	182	215	244	290	309
山口	61	66	84	99	109	112
岡山	132	138	161	189	214	211
鳥取	31	32	43	46	53	55
島根	26	30	36	42	48	53
福岡	383	457	529	604	658	649
佐賀	42	47	52	56	65	74
長崎	64	70	82	95	108	120
大分	59	70	80	94	99	101
熊本	79	105	122	134	151	164
鹿児島	62	66	81	102	123	135
宮崎	55	59	70	79	83	88
沖縄	95	112	120	137	135	142
宮城	143	170	198	231	256	279
福島	85	92	107	111	132	134
山形	50	55	57	62	62	63
岩手	49	53	56	59	66	71
秋田	43	45	48	50	53	54
青森	33	38	52	61	72	75
札幌	266	293	341	373	391	437
函館	20	22	26	26	31	34
旭川	21	27	36	35	42	43
釧路	37	37	42	45	50	52
香川	53	58	66	80	86	98
徳島	42	45	52	60	69	72
高知	40	43	53	55	62	65
愛媛	71	80	89	95	103	109
合計	8,427	10,733	13,427	15,556	17,620	18,771

国選弁護事件受理件数（地方事務所別/被疑者・被告人別）

（平成23年2月1日集計）

地方事務所	平成22年度														平成23年度
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度										
	10～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	
東京	404	787	872	8,848	720	691	652	572	481	571	695	561	484	538	
多摩	88	169	207	1,473	159	178	182	149	124	130	191	180	124	118	
神奈川	143	261	280	2,353	202	344	272	228	190	278	277	213	181	238	
川崎	35	89	78	558	41	84	53	61	48	67	45	45	27	50	
小田原	31	54	90	515	42	47	42	45	42	51	59	49	34	31	
埼玉	172	339	421	3,064	262	329	328	288	228	234	373	267	238	237	
川越	23	68	83	542	61	54	47	47	52	56	78	56	43	54	
千葉	198	302	378	2,882	277	350	362	303	232	228	299	314	236	222	
松戸	43	84	42	694	67	70	60	48	68	58	76	81	47	48	
茨城	57	105	134	889	103	154	122	112	90	114	159	95	83	76	
栃木	87	118	133	1,272	138	132	163	125	134	162	156	132	95	113	
群馬	52	85	115	810	78	105	105	103	73	101	138	130	90	77	
静岡	18	55	58	626	54	67	77	53	63	80	81	59	34	41	
沼津	41	46	66	646	65	81	98	67	64	80	85	68	28	54	
浜松	33	67	78	674	78	75	80	77	56	68	75	64	48	56	
山梨	20	69	65	358	44	37	35	27	31	33	32	32	27	25	
長野	35	101	78	584	45	73	52	49	44	67	67	62	61	53	
新潟	42	78	73	824	81	82	116	60	46	107	85	80	58	68	
大阪	291	830	730	5,251	516	577	576	523	464	593	651	515	380	477	
京幕	85	158	127	1,378	164	167	177	151	113	171	185	144	118	127	
兵庫	80	144	155	1,161	142	136	142	137	97	104	125	109	70	99	
阪神	26	63	54	827	72	49	89	49	48	39	60	59	44	58	
姫路	20	45	54	547	40	51	59	52	41	52	53	75	45	48	
奈良	25	81	78	703	64	74	86	78	61	49	64	51	36	69	
滋賀	38	78	61	919	69	94	123	78	60	89	114	88	57	61	
和歌山	18	56	66	467	48	63	58	64	52	52	62	67	40	42	
愛媛	150	306	373	2,874	245	278	304	278	238	252	302	276	148	225	
三河	44	78	80	923	65	80	103	90	63	88	94	66	57	85	
三重	55	67	83	746	54	68	67	74	57	75	88	78	54	47	
岐阜	47	109	103	719	57	54	81	91	61	60	47	58	48	57	
福井	8	18	34	298	37	37	23	35	21	23	36	28	22	19	
石川	22	51	55	420	36	45	53	44	45	30	52	32	37	47	
富山	14	31	28	223	27	21	37	21	15	34	28	16	25	9	
広島	91	121	128	1,286	116	138	139	148	129	134	129	156	120	128	
山口	28	73	67	703	60	75	83	65	80	71	88	67	43	54	
岡山	50	89	98	920	75	113	82	88	88	67	122	109	90	84	
鳥取	12	27	19	289	27	31	25	18	19	20	24	30	14	19	
島根	8	18	43	259	16	34	22	22	22	24	35	26	16	18	
福岡	128	295	281	2,288	234	225	280	248	198	229	265	233	156	203	
北九州	42	108	114	892	82	89	123	78	78	85	110	94	64	85	
佐賀	20	27	40	538	47	57	64	44	38	65	53	39	22	40	
長崎	31	42	78	508	43	41	53	39	57	54	54	43	51	39	
大分	31	52	45	435	40	50	45	49	44	40	40	49	37	37	
熊本	68	101	117	865	80	118	132	75	60	96	138	85	58	58	
鹿児島	40	59	80	542	37	48	82	50	51	41	71	50	58	34	
宮崎	32	63	58	545	45	75	78	48	43	79	80	56	37	68	
沖縄	57	96	95	1,012	78	110	126	98	65	96	134	83	51	69	
宮城	60	128	144	1,280	100	112	148	125	102	117	155	142	100	107	
福島	24	53	82	710	67	87	105	94	46	108	93	93	111	54	
山形	14	27	21	379	40	45	43	47	28	42	38	28	33	34	
岩手	22	49	32	441	51	58	51	44	37	40	52	39	31	48	
秋田	20	33	38	362	29	38	37	38	42	39	51	37	17	26	
青森	25	45	49	447	45	51	48	62	41	48	43	35	31	24	
札幌	90	198	159	1,767	162	220	181	187	180	175	188	188	147	146	
函館	16	49	38	213	16	31	19	17	24	24	41	27	20	18	
旭川	10	32	38	286	22	34	38	41	23	24	39	39	18	19	
釧路	16	50	30	373	37	42	46	43	33	39	46	42	25	40	
香川	26	85	53	578	54	64	50	59	54	36	64	54	54	51	
徳島	20	46	35	374	35	35	31	35	29	43	43	33	26	25	
高知	17	49	54	388	37	48	52	55	37	54	57	61	23	34	
愛媛	15	61	82	652	43	63	80	57	63	61	73	65	41	57	
合計	3,436	6,775	7,415	81,855	5876	6877	7078	6161	5209	6144	7264	6121	4618	5182	

平成21年度については暫定値
平成22年4月・6月・7月・8月・9月・10月については暫定値(11/5現在)

委託援助事業統計表(申込総受理件数)

H22.4.1 ~ H23.2.20

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談(内数)
東京	1,402	765	99	352	40	437	4	325	3,424	384
神奈川	113	563	67	2	21	34	4	21	825	5
埼玉	271	311	26	0	1	4	1	163	777	19
千葉	58	409	10	71	2	66	0	36	652	68
栃木	12	56	1	21	0	74	0	2	166	70
群馬	7	137	2	0	1	1	0	5	153	1
茨城	16	53	1	0	0	3	0	10	83	1
静岡	118	112	11	0	0	1	0	20	262	2
山梨	11	13	1	0	0	0	0	2	27	0
長野	22	80	1	0	0	1	0	2	86	0
新潟	56	78	4	0	3	1	0	3	145	3
大阪	593	547	38	34	9	91	17	102	1,431	67
京都	182	264	28	2	2	7	7	15	507	3
兵庫	46	230	14	8	2	6	8	37	351	8
奈良	20	68	6	0	0	1	1	20	116	0
滋賀	12	74	1	0	2	4	0	9	102	0
和歌山	14	49	1	0	2	0	1	5	72	0
愛知	214	517	18	4	8	97	15	56	929	35
三重	11	61	0	0	2	7	0	12	93	0
岐阜	20	88	2	1	0	0	1	45	157	1
福井	11	24	2	0	0	0	0	12	49	0
石川	23	31	16	0	0	0	0	8	78	1
富山	13	26	0	0	1	0	0	5	45	0
広島	80	188	10	0	1	3	12	19	313	10
山口	37	80	6	0	0	0	2	4	129	2
岡山	86	96	15	0	12	3	4	26	242	3
鳥取	19	9	5	0	0	0	0	2	35	0
徳島	25	18	4	0	0	0	0	2	49	1
福岡	474	579	46	0	5	6	269	136	1,515	271
佐賀	26	81	1	0	0	0	4	4	116	3
長崎	39	49	4	1	1	1	1	4	100	1
大分	62	43	6	0	1	1	9	3	125	8
熊本	29	164	5	0	0	15	0	5	218	2
鹿児島	26	50	9	0	0	0	5	0	90	3
宮崎	54	75	0	0	0	1	2	2	134	0
沖縄	73	164	9	0	0	0	0	4	250	1
宮城	162	143	13	0	1	1	0	33	353	0
福島	9	83	3	0	2	0	0	8	105	0
山形	33	25	1	0	0	0	0	1	60	1
岩手	64	27	4	0	0	0	3	1	99	2
秋田	14	24	0	0	0	1	0	1	40	0
青森	27	34	2	0	0	0	1	0	64	0
札幌	257	207	9	0	0	0	0	4	477	0
函館	11	19	7	0	0	0	2	1	40	6
旭川	11	18	4	0	0	1	0	0	34	0
釧路	23	21	2	0	0	0	0	1	47	0
香川	14	94	4	0	0	0	0	17	129	3
徳島	1	38	0	0	0	40	0	2	81	0
高知	14	75	28	0	3	0	0	8	128	18
愛媛	12	61	1	0	0	0	0	5	79	0
合計	4,927	7,001	547	496	122	908	373	1,208	15,582	1,003
予定件数	5750	8320	592 (72)	609 (349)	154 (4)	843 (273)	337 (212)	2090 (90)	18695 (1000)	1000

*予定件数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数		予想件数
			実績	予定	
被疑者・少年援助件数	11,928	14,070	36.59	38.55	13,351
その他	3,654	4,625	11.21	12.67	4,091
合計	15,582	18,695	47.80	51.22	17,443
中国残留孤児基金援助	2	15			

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成22年11月末・速報)

表13 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別														無罪	その他	控訴人員
		有罪																
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役													
					3年以下			3年以上										
			30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下	執行猶予	保釈	うち					
総数	1,501	1,471	2	33	8	25	58	138	305	326	258	77	241	135	1	29	445	
強盗致傷	407	399	-	-	-	1	2	10	82	125	103	16	60	46	-	8	106	
殺人	334	329	1	10	3	11	41	55	44	51	38	17	58	25	-	5	103	
现住建造物等放火	125	123	-	-	-	-	2	3	9	14	35	17	43	26	-	2	23	
覚せい剤取締法違反	120	114	-	-	-	-	2	19	61	30	2	-	-	-	1	5	58	
傷害致死	114	112	-	-	-	-	-	9	30	33	17	6	17	5	-	2	34	
(準)強姦致死傷	84	82	-	-	-	1	3	9	26	26	13	1	3	1	-	2	26	
(準)強制わいせつ致死傷	66	66	-	-	-	-	-	1	4	8	18	7	28	19	-	-	13	
強盗強姦	47	44	-	1	2	3	3	14	17	3	1	-	-	-	-	3	18	
強盗致死(強盗殺人)	44	43	1	21	3	8	4	3	3	-	-	-	-	-	-	1	24	
偽造通貨行使	35	35	-	-	-	-	-	-	-	1	9	3	22	6	-	-	1	
麻薬特例法違反 ※7	34	34	-	-	-	-	-	4	9	13	7	1	-	-	-	-	8	
危険運転致死	19	19	-	-	-	1	-	2	6	8	-	2	-	-	-	-	6	
集団(準)強姦致死傷	15	15	-	1	-	-	-	2	6	2	-	1	3	3	-	-	6	
銃砲刀剣類所持等取締法違反	13	13	-	-	-	-	-	1	2	6	4	-	-	-	-	-	3	
保護責任者遺棄致死	9	9	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	3	2	-	-	3	
逮捕監禁致死	9	9	-	-	-	-	-	2	3	2	2	-	-	-	-	-	6	
通貨偽造	5	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	1	1	
強盗	5	5	-	-	-	-	-	1	-	1	3	-	-	-	-	-	-	
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	2	
傷害	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
麻薬及び向精神薬取締法違反	3	3	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	2	
(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	
窃盗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1	
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 禁錮刑の終局人員はない。
 7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 8 速報値である。

契約弁護士数

地方事務所	契約弁護士数				(参考) 単体会員数	受任予定者契約率 (%)	契約弁護士法人数			
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者			センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東京	2,701	2,354	3,305	2,069	13,788	24.4%	30	32	38	34
神奈川	594	593	693	572	1,128	61.7%	7	7	8	7
埼玉	247	308	343	325	530	64.0%	8	8	8	8
千葉	199	311	324	301	494	65.6%	5	5	5	5
茨城	128	134	134	132	172	77.0%	2	2	2	2
栃木	92	99	100	97	142	70.4%	2	2	2	2
群馬	146	150	162	151	202	75.2%	4	4	4	4
静岡	246	231	244	222	327	74.6%	1	1	1	1
山梨	73	73	72	70	87	82.8%	0	0	0	0
長野	134	139	137	134	164	83.5%	0	0	0	0
新潟	162	167	172	171	204	84.3%	3	3	4	4
大阪	1,809	1,844	2,201	1,051	3,588	61.7%	39	40	40	32
京都	393	373	401	365	495	81.0%	8	8	9	8
兵庫	450	465	473	448	618	76.5%	9	9	9	9
奈良	109	100	109	107	131	83.2%	1	1	1	1
滋賀	79	81	81	77	100	81.0%	0	0	0	0
和歌山	84	98	99	95	113	87.6%	1	1	1	1
愛知	504	499	701	141	1,349	50.4%	16	16	18	15
三重	98	92	93	87	125	74.4%	0	0	0	0
岐阜	93	94	95	94	129	73.6%	5	5	5	5
福井	63	64	64	63	77	83.1%	1	1	1	1
石川	104	105	104	105	121	86.0%	3	3	3	3
富山	65	67	66	59	81	81.5%	0	0	0	0
広島	280	286	305	303	423	72.1%	5	5	5	5
山口	100	109	103	100	125	80.0%	5	5	5	5
岡山	224	225	230	228	279	82.4%	2	2	2	2
鳥取	45	45	44	44	51	86.3%	2	2	2	2
島根	44	44	44	44	54	81.5%	1	1	1	1
福岡	576	577	623	586	671	71.5%	9	8	9	7
佐賀	57	65	62	61	73	84.0%	2	2	2	2
長崎	98	100	100	98	122	82.0%	3	3	3	3
大分	96	98	98	98	114	86.0%	11	11	11	11
熊本	145	142	145	141	199	74.4%	3	3	3	3
鹿児島	93	95	95	95	132	72.7%	6	6	6	6
宮崎	78	80	80	81	91	87.9%	7	7	7	7
沖縄	108	110	117	113	219	53.4%	1	1	1	1
宮城	238	249	260	216	332	79.3%	5	5	5	5
福島	113	116	114	113	144	79.2%	5	5	5	5
山形	61	63	61	60	71	85.9%	3	3	3	3
岩手	63	65	66	63	77	86.7%	1	1	1	1
秋田	58	59	60	56	65	92.3%	2	2	2	2
青森	75	73	74	73	83	89.2%	2	2	2	2
札幌	362	403	432	407	548	79.1%	5	5	5	5
函館	31	31	31	31	36	86.1%	1	1	1	1
旭川	29	41	41	40	48	85.4%	2	2	2	2
釧路	45	48	48	48	58	82.8%	5	5	5	5
香川	78	77	76	75	127	59.8%	0	0	0	0
徳島	64	64	64	64	76	84.2%	3	3	3	3
高知	53	52	54	42	78	68.2%	0	0	0	0
愛媛	78	79	78	77	133	58.6%	1	2	2	2
全国合計	11,923	11,848	13,780	11,191	20,769	47.0%	237	240	252	233

注1) 契約弁護士・法人数は、平成22年7月末現在。

注2) 弁護士数(会員数)は、日弁連資料(平成22年8月1日現在)による。

